

域こ 係る もの							
22 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの (2) 中部総合事務所に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの							○ 東部総合事務所長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長
23 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000	○						○ 東部総合事務所長 ○ 中部総合事務所長 ○ 西部総合事務所長 ○

					万円以上の の工事に 係るもの (ロ) 工事 費が5,000 万円未満 の工事に 係るもの a 営繕 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るもの b a以 外のもの (a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの (b) 中 部 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの (c) 西 部 總 合 事 務 所 及 び 日 野 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの	○					○ 東 部 總 合 事 務 所 長  ○ 中 部 總 合 事 務 所 長  ○ 西 部 總 合 事 務 所 長
				24 同規則第2条第 1項(同規則第36 条第2項において 準用する場合を含む。)の規定による工事の完竣検査 の委託 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るもの (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るもの イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等	○						○

				の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のもの					
				a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの					○ 東部総合事務 所長
				b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの					○ 中部総合事務 所長
				c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの					○ 西部総合事務 所長
				ロ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費が8,000 万円以上 の工事に 係るもの		○			
				(ロ) 工事 費が8,000 万円未満 の工事に 係るもの					
				a 宮緒 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るもの		○			
				b a以 外のもの					
				(a) 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの					○ 東部総合事務 所長
				(b) 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの					○ 中部総合事務 所長
				(c) 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の所					○ 西部総合事務 所長

管区 域に 係る もの								
25 同規則第7条第1項の規定による工事的物の使用								
(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							
(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの		○						
(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの			○					
(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの								
イ 建築工事に係るもの								
(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの								
(ロ) (イ)以外のもの								
a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの						○		東部総合事務所長
b 中部総合事務所の所管区域に係るもの						○		中部総合事務所長
c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○		西部総合事務所長
ロ 設備工事に係るもの								
(イ) 工事費が5,000万円以上の工事に係るもの						○		
(ロ) 工事費が5,000万円未満の工事に係るもの								
a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの						○		
b a以外のもの								
(a) 東部総合事務所及								

び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所 の所管区域に係るもの						○ 中部総合事務所長	
26 同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ) 以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所 の所管区域に係るもの b 中部総合事務所 の所管区域に係るもの c 西部総合事務所 及び日野総合事務所 の	○	○	○	○	○	○ 東部総合事務所長	○ 中部総合事務所長  ○ 西部総合事務所長



																<p>以上の工事に係るもの                  (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの                  (1) 建設工事に係るもの                      イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの                      ロ イ以外のもの                          (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの                          (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの                          (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの                  (2) 設備工事に係るもの                      イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの                      ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの                          (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの                          (ロ) (イ)以外のもの                              a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの                              b 中部総合事務所の所管区域に係るもの                              c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>								<p>○ 東部総合事務所長  ○ 中部総合事務所長  ○ 西部総合事務所長</p>		
														<p>29 同規則第30条第2項の規定による前金に係る認定                  (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの                  (二) (一)以外のもの</p>												





																									務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	○ 西部総合事務 所長
						○																		31 同規則第36条第 1項の規定による 工事の出来形部分 等の確認 (一) 営繕費に係 る本庁舎等の工 事に係るもの (二) (一)以外の もの (1) 東部総合 事務所及び八 頭総合事務所 の所管区域に 係るもの (2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るも の (3) 西部総合 事務所及び日 野総合事務所 の所管区域に 係るもの	○ 東部総合事務 所長  ○ 中部総合事務 所長  ○ 西部総合事務 所長	
					○																			32 同規則第36条第 4項の規定による 請負代金の部分払 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建設工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が	○ 東部総合事務 所長  ○ 中部総合事務 所長  ○ 西部総合事務 所長  ○	



					<p>満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	○					○	東部総合事務 所長
					<p>34 同規則第39条第 1項及び第70条第 1項の規定による 請負契約の解除 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの</p>	○						
					<p>35 同規則第72条第 1項の規定による 請負代金の支払 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (2) 設備工事</p>	○					○	東部総合事務 所長
											○	中部総合事務 所長
											○	西部総合事務 所長









												する職員(任用期間が6日未満の者を除く。)の任免及び給与の決定
												4 同法第26条の2第1項の規定による職員の修学部分休業の承認 (一) 次長等(次長若しくは課長又はこれらに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。)及び地方機関の長に係るもの (二) 部長等(部長又はこれに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。)及び次長等以外の職員(地方機関の長を除く。)に係るもの
												5 同法第26条の5第5項の規定による自己啓発等休業の承認の取消し (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの
												6 同法第28条第2項第1号の規定による職員の休職の命令
												7 同法第28条第1項又は第2項の規定による職員の分限(心身の故障による休職を除く。)又は同法第29条第1項から第3項までの規定による職員の懲戒に係る処分
												8 職員団体の業務に専ら従事する職員に係る事務のうち次に掲げるもの (一) 専任休暇の承認 (二) 職務復帰の許可 (三) 専任休暇の取消し
												9 同法第38条第1項の規定による職員の営利企業等の従事の許可 (一) 部長等及び地方機関の長(部長に相当する職の職員に限る。)に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(部長に相当す



		る職の職員を除く。)に係るもの (三) 部長等及び次長等以外の職員(地方機関の長を除く。)に係るもの			○			
		10 同法第40条第1項の規定による職員の勤務成績の評定の実施			○			
二 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第80条の3の規定による委員会又は委員との協議及び他の執行機関の職員への兼職、充当又は他の執行機関の事務への従事命令				○			
	2 同法第62条の17第1項及び第3項の規定による職員の派遣申請及び派遣についての協議				○			
	3 次に掲げる者の任免及び給与の決定 (一) 就任について議会の同意によることを必要とする職の職員 (二) (一)に掲げる職員以外の執行機関の委員 (三) 専門委員 (四) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員(人事関係事務手続き要領表第1に掲げる非常勤職員に限る。)に係るもの				○	○	○	
三 職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第2項の規定による任用候補者の提示の請求				○			
	2 同規則第7条の規定による任用候補者の選内結果の通知				○			
	3 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求				○			
	4 同規則第9条の規定による職員の臨時任用の承認の請求(1月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への臨時任用を除く。)				○			
	5 同規則第9条第4号に規定する職への採用の選考				○			
四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)	1 同法第2条第1項の規定による職員の育児休業の承認 (一) 部長等及び総務事務所に長に				○			

	に基づく知事の権限に属する事務	係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの	○						
2	同法第3条第3項の規定による育児休業の延長の承認 (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの		○	○	○				
3	同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの		○	○	○				
4	同法第6条第1項の規定による職員の任期を定めた採用又は臨時任用の決定				○				
5	同法第6条第3項の規定による任期を定めて採用された職員の任期の更新				○				
6	同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認 (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの		○	○	○				
7	同法第11条第2項で準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認 (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び		○	○	○				

		(二)以外の職の職員に係るもの							
	8	同法第12条で準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの	○						
	9	同法第18条第1項の規定による育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用		○					
五 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第4条の規定による昇給等の決定		○					
	2	同条例第6条の7の規定による勤勉手当の支給総額の決定		○					
六 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第2条第2項の規定による給料の支給期日の変更に係る承認の申請					○		
	2	同規則第9条第1項及び第3項の規定による扶養親族の認定					○		
七 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和22年鳥取県人事委員会規則第10号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第8条第2項の規定による昇格基準によることの承認の申請					○		
	2	同規則第3条第4項の規定による昇給区分の決定に係る承認の申請					○		
	3	同規則第20条の規定による給料の補正及び訂正に係る承認の申請					○		
八 職員の専念する義務の特例に関する条例(昭和26年鳥取県条例第5号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第2条の規定による職務の専念する義務の免除の承認 (一) 次長等及び地方機関の長に係るもの(職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号から第11号までの事由に該当する場合に限る。) (二) 所屬職員に係るもの(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例第2条第1号並びに職務の専念する義務の特例に関する規					○		○

		則第2条の表第9号から第11号までの事由に該当する場合に限る。）											
九 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第2条第5項の規定による勤務時間の変更の承認の申請							○				
	2	同条例第4条第2項の規定による人事委員会との協議							○				
	3	同条例第7条第1項又は第3項の規定による勤務時間又は休憩時間の変更の承認の申請							○				
十 職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第4条第3項の規定による人事委員会との協議							○				
	2	無給休暇及び同規則第16条の表第2号に該当する場合における休暇の承認 (一) 次長等又は地方機関の長に係るもの (二) (一)以外の職員に係るもの							○			○	
	3	同規則第8条の規定による週休日等の別段の定めの特可又は承認の申請							○				
十一 職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第7条第1項の規定による育児短時間勤務をしていた職員に引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間概らべて常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることの決定 (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの							○				
	2	同条例第8条第1項の規定による育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任期の更新							○				
十二 職員の修学部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第4条の規定による職員の修学部分休業の承認の取消し (一) 次長等及び地方機関の長に係るもの (二) (一)以外の職員に係るもの							○				○
十三 職員の	1	同条例第2条の											

	自己啓発等休業に関する条例に基づく知事の権限に属する事務	規定による自己啓発等休業の承認 (一) 部長等及び総合事務所に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの	○	○					
	2 同条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認 (一) 部長等及び総合事務所に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの		○	○					
十四	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条第1号の規定による職員の職務に専念する義務の免除						○	
十五	通勤手当の支給に関する規則(昭和63年鳥取県人事委員会規則第21号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第1項の規定による通勤手当に係る確認並びに決定及び改定						○	
十六	住居手当に関する規則(昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第7条第1項の規定による住居手当に係る確認並びに決定及び改定						○	
十七	単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第8条第1項の規定による単身赴任手当に係る確認並びに決定及び改定						○	
十八	知事等の退職手当の支給に関する規則(昭和67年鳥取県規則第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定		○					

十九 職員の 退職手当の 支給に関す る規則 (昭 和51年鳥取 県規則第5 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同規則第3条の 規定による退職手 当の金額の決定		○						
	2 同規則第6条 (同規則第21条に おいて準用する場 合を含む。)の規 定による退職票の 交付		○						
	3 同規則第7条の 規定による退職票 の交付		○						
	4 同規則第8条第 2項の規定による 失業者退職手当受 給資格者証の交付		○						
	5 同規則第9条第 2号の規定による やむを得ないと認 める受給期間延長 理由の決定		○						
	6 同規則第10条第 4項の規定による 受給期間延長通知 書の交付		○						
	7 同規則第12条の 規定による基本手 当に相当する退職 手当の支給日の指 定		○						
	8 同規則第13条第 2項 (同規則第21 条において準用す る場合を含む。)の 規定による待期 日数の間における 失業の認定		○						
	9 同規則第13条第 4項 (同規則第21 条において準用す る場合を含む。)の 規定による失業 の認定及び支給の 制限を行うべき事 実の有無の確認		○						
	10 同規則第14条第 1項の規定による 公共職業訓練等の 受講の指示		○						
	11 同規則第19条の 2第2項の規定に よる失業退職手当 高年齢受給資格者 証の交付		○						
	12 同規則第20条第 2項の規定による 失業退職手当特別 受給資格者証の交 付		○						
二十 地方公 営企業等の 労働関係に 関する法律 (昭和27年 法律第289 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 労働条件の締結	○							
二十一 現業	1 同規則第2条第 2項の規定による 現業職員の勤務時	○							

	年鳥取規則第7号に基づく知事の権限に属する事務	間際の決定								
二十二	現業職員に給与に関する規則 (昭和22年鳥取規則第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による職員の職務の級の決定	○							
		2 同規則第3条の2の規定による昇給等の決定	○							
		3 同規則第4条の規定による勤勉手当の支給総額及び退職手当の金額の決定		○						
二十三	その他の事務	1 鳥取県職員履歴書取扱要領 (昭和49年4月1日発令第02号) 第6の規定による履歴事項の追加訂正		○						
		2 鳥取県職員身分証明書取扱要領 (昭和49年4月1日付発令第03号) に基づく次の事務 (一) 同要領第3の規定による身分証明書の交付 (二) 同要領第6の規定による身分証明書の書換え交付 (三) 同要領第7の規定による身分証明書の再交付		○						
		3 自治大学校への研修生の派遣の決定		○						
		4 履歴事項の証明及び職員の身分証明		○						
自治研修所	一 その他の事務	1 補助金及び会計に関する事務 (一) 自治研修所長の名にのみて処理することが適当であり、総務部長が別記に定めるもの						○		
		2 庁舎管理に関する事務 (自治研修所の庁舎又は管内におけるものに限る。) (一) 鳥取県庁内取締に関する規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 同規則第3条第1項の規定による物品販売等の許可 (2) 同規則第6条の規定による必要な措置の命令 (二) 県有建物に関する広告物等取扱規程に基づく知事の権限に						○		





福利厚生室	一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第42条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の樹立	○						
		2 同法第42条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の実施		○					
二	恩給法(大正12年法律第48号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条ノ2の規定による恩給の受給権者に係る恩給の受給権の存否に関する調査		○					
		2 同法第38条ノ2の規定による普通恩給又は増加恩給の支給の停止		○					
		3 同法第38条ノ3第1項の規定による普通恩給の支給の停止		○					
		4 同法第38条ノ4の規定による恩給外の所得の決定及び普通恩給の一部の支給の停止		○					
		5 同法第77条の規定による扶助料の支給の停止		○					
三	恩給法の一部を改正する法律(昭和26年法律第87号)附則第10項の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前の恩給法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第12条の規定による恩給の裁定		○					
四	恩給給与規則(大正12年勅令第369号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第34条ノ5の規定による恩給の支給の差止め及びその廃除		○					
五	鳥取県職員等退職年金及退職一時金に関する条例(大正12年鳥取県令第55号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第7条ノ3の規定による恩給の受給権の存否に関する調査		○					
		2 同条例第9条ノ3の規定による恩給の受給権の裁定		○					
		3 同条例第23条第1項第2号又は第3号の規定による退職年金の支給の停止		○					
		4 同条例第23条ノ2の規定によりその例によることとされた恩給法第38条ノ4の規定による退職年金の年額		○					

		の一部の支給停止及び退職年金外の所得の決定							
		5 同条例第24条ノ6において準用する恩給法第7条の規定による遺族年金の支給停止		○					
六 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和10年鳥取県規則第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第46条の規定による恩給の支給の差止め及びその廃除		○					
七 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和12年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条第2項の規定による職員の災害が公務上のものであるかどうかの認定及び通知		○					
	2	同条例第3条第3項の規定による鳥取県公務災害補償認定委員会の意見の聴取		○					
	3	同条例第6条の規定による療養の実施又は療養の費用の支給		○					
	4	同条例第7条の規定による休業補償金の支給		○					
	5	同条例第7条の2の規定による傷病補償年金の支給		○					
	6	同条例第8条の規定による障害補償年金の支給		○					
	7	同条例第8条の規定による障害補償一時金の支給		○					
	8	同条例第9条第1項の規定による休業補償又は障害補償の金額の一部の減額		○					
	9	同条例第9条第2項の規定による休業補償の制限		○					
	10	同条例第9条の2の規定による介護補償の支給		○					
	11	同条例第10条の規定による遺族補償年金の支給		○					
	12	同条例第10条の規定による遺族補償一時金の支給		○					
	13	同条例第14条の規定による葬祭補償金の支給		○					
	14	同条例第15条の規定によりその例		○					

		によるものとされた地方公務員災害補償法(昭和42年法律第21号)第3章の規定による遺族補償年金の支給の停止及び遺族からの葬命の決定							
		15 同条例第9条の規定による報告、出頭等の命令	○						
		16 同条例第20条の規定による補償の支給の一時的止め	○						
	八 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年鳥取県規則第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条の規定による病院若しくは診療所若しくは薬局又は訪問看護事業者の指定	○						
	九 その他の事務	1 地方職員共済組合投資不動産に係る貸付借入れの締結	○						
行政経営推進課	一 鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条第2項の規定による定数の外に置くことの承認					○		
		2 同条例第2条第2項第2号の規定による長期にわたる研修で知事が定めるものの決定					○		
		3 同条例第3条の規定による知事の事務局内の職員の定数の算出					○		
二 鳥取県事務管理規則(平成8年鳥取県規則第32号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第7項及び第10項の規定による課内室長等に専決させる事実の報告の受理						○		
	2 同規則第2条第2項の規定による事務の一部の処理を所属職員に専決させることとした場合の報告の受理						○		
三 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第15条第2項の規定による電子証明書失効の通知						○		
	2 同法第15条第3項の規定による漏えい等に係る情報を記録した旨の公表						○		
	3 同法第17条第1項の規定による失効情報等の提供を求める届出の受理						○		
	4 同法第17条第4項の規定による提供を行うに当たって合意しておくべ		○						

き事項ごとの取決めの総括													
5 同法第29条第1項の規定による認証業務情報の開示請求の受理													○
6 同法第29条第2項の規定による認証業務情報の開示													○
7 同法第30条第2項の規定による期限内に開示をすることができない理由及び開示の期限の通知													○
8 同法第31条第1項の規定による調査及び内容の訂正等													○
9 同法第31条第2項の規定による訂正等を行った旨の通知													○
10 同法第34条第1項の規定による認証事務の委託	○												
11 同法第34条第6項の規定による発行手数料等の額の承認 (一) 額の変更を伴うもの (二) (一)以外のもの	○												○
12 同法第38条第1項の規定による認証事務を行わせることとした旨の総務大臣への報告及びその旨の公示				○									
13 同法第38条第2項の規定による指定認証機関の名称等の変更の届出の受理及びその旨の公示													○
14 同法第42条第2項の規定による指定認証機関に対する意見		○											
15 同法第43条第2項の規定による指定認証機関に対する意見		○											
16 同法第43条第3項の規定による事業報告書等の受理													○
17 同法第46条第2項の規定による指定認証機関に対する措置命令		○											
18 同法第47条第2項の規定による指定認証事務の実施の状況に関する必要な報告の要求及び指定認証機関の事務所に対する立入検査等													○
19 同法第48条第3	○												

財 政 課  略		項の規定による認 証事務等の全部又 は一部の休止又は 廃止の許可につい ての意見												
		20 同法第48条第4 項の規定による総 務大臣からの通知 の受理								○				
		21 同法第49条第3 項の規定による総 務大臣からの指定 の取り消し等を命 じた旨の通知の受 理									○			
		22 同法第50条第1 項の認証事務を行 わせないこととす る旨の通知	○											
		23 同法第50条第2 項の規定による総 務大臣への報告及 び公示				○								
		24 同法第51条第3 項の規定による総 務大臣から通知を 受けた旨の公示				○								
		25 同法第56条第2 項の規定による署 名検証者に対する 報告の要求									○			
		26 同法第57条第1 項の規定による運 用規定の作成及び 公表										○		
		27 同法第57条第2 項の規定による市 町村長からの意見 の徴収									○			
	四 県の設立 する地方独 立行政法人 に係る事務 のうち次に 掲げるもの	1 鳥取県地方独立 行政法人の業務重 営並びに財務及び 会計に関する規則 (平成18年鳥取県 規則第9号) 第17 条の規定による同 規則の施行に関し 必要な事項の決定									○			
財 政 課	略													
税 務 課	略													
一 統計課	統計法 （昭和22年 法律第18 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第8条第1 項の規定による指 定統計調査以外の 統計調査の実施の 届出									○			
		2 同法第12条第1 項の規定による統 計調査員の任免									○			
		3 同法第15条第2 項の規定による指 定統計の調査票の 統計上の目的以外 の使用の承認の申 請									○			
二 総務課	統計法施 行令（昭和	1 申告義務者の決 定、統計調査員の									○			

<p>24年政令第130号) 第8条の規定により知事の権限に属するものとされた事務</p>	<p>指導監督、調査区の設定、調査票の配付、取集、審査及び集計、調査票その他関係書類の作成保管及び送付並びに届出統計調査の実施に伴う事務</p>																																																
<p>三 鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 統計調査の実施の決定</p>		○																																														
<p>四 鳥取県統計調査条例施行規則(平成2年鳥取県規則第20号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同規則に基づき行う統計調査に係る申告義務者の決定、統計調査員の指導監督、調査票の配布、取集、審査及び集計、調査票その他関係書類の作成保管及び送付並びに届出統計調査の実施に伴う事務</p>		○																																														
<p>略</p>	<p>略</p>																																																
<p>協働連携推進課</p>	<p>協働連携推進課</p>																																																
<p>協働連携推進課</p>	<p>協働連携推進課</p>																																																
<p>協働連携推進課</p>	<p>協働連携推進課</p>																																																

事務	協議								
		2 同法第8条第1項の規定による市町村が作成する山村振興に関する計画への同意		○					
四 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1 同法第52条の17の5第1項の規定による市町村に対する助言、勧告又は資料の提出の要求		○						
	2 同法第52条の17の6第2項の規定による市町村の財務に関する実地検査		○						
	3 同法第52条の2第2項又は第4項の規定による市町村の協議会の設置の届出の受理又は設置の勧告		○						
	4 同法第52条の6の規定より同法第52条の2第2項の例によるものとされた市町村の協議会の廃止の届出の受理		○						
	5 同法第52条の6の規定より同法第52条の2第2項の例によるものとされた市町村の協議会の組織の変更若しくは規約の変更の届出の受理		○						
	6 同法第52条の7第3項において準用する同法第52条の2第2項又は第4項の規定による市町村の機関等の共同設置若しくは廃止の届出の受理又は共同設置の勧告		○						
	7 同法第52条の7第3項において準用する同法第52条の2第2項の規定による機関等を共同設置する市町村の数の増減又は機関等の共同設置に関する規約の変更の届出の受理		○						
	8 同法第52条の14第3項において準用する同法第52条の2第2項又は第4項の規定による市町村の事務の委託若しくは委任した事務の廃止の届出の受理又は事務の委託の勧告		○						
	9 同法第52条の14第3項において準用する同法第52条の2第2項又は第4項の規定による市町村が委任した事務を変更する場合		○						

	合の届出の受理								
	10 同法第255条の5の規定による市町村の事務に関する審査請求等に対する裁決、裁定又は審決	○							
	11 同法第80条第2項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の設置若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理及び変更の告示		○						
	12 同法第84条第2項の規定による市町村の一部事務組合の設立の許可	○							
	13 同法第84条第3項の規定による市町村の広域連合の設立の許可	○							
	14 同法第86条の2第1項の規定による市町村の一部事務組合又は広域連合の設置の届出	○							
	15 同法第86条第1項の規定による市町村の一部事務組合の組織、事務又は規約の変更の許可		○						
	16 同法第86条第2項の規定による市町村の一部事務組合の規約の変更が名称、位置又は経費の支弁の方法のみである場合の届出の受理		○						
	17 同法第88条の規定による市町村の一部事務組合の解散の届出の受理	○							
	18 同法第91条の3第1項の規定による市町村の広域連合の組織、事務又は規約の変更の許可		○						
	19 同法第91条の3第3項及び第4項の規定による市町村の広域連合の規約の変更の届出の受理		○						
	20 同法第91条の10第1項の規定による市町村の広域連合の角帯の許可	○							
	21 同法第96条の規定による財団法人の議会又は総会の設置		○						
	22 同法第96条の5第2項又は第5項の規定による財団法人の権限等の処分		○						